

○財務省告示第八十二号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十六年二月十四日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十六年三月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第一百 三回、第一百十四回、第一百十五回、 第一百二十回、第三百三十二回、第 百四十一回及び第四百十二回）、 利付国庫債券（三十年）（第七 回、第九回、第十四回、第二十 八回、第三十二回、第三十三回、 第三十四回、第三十五回、第三 十七回及び第三十八回）及び利 付国庫債券（四十年）（第一回、 第二回、第三回、第四回及び第 五回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十七 条 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行			

五	募入決定の	十一	発行価格	九	振替単位	八	最低額面金	七	払込金額	六	発行額	五	内訳(別表のとおり)	四	千円	三	千円	二	千円	一	千円	五	万円
各申込みのうち利回り格差の	さいまのちのり募額を順次	割り当てる。その応募額を	額面金額の千九百九十三億	の記載又は記録による最低額面金	の記載又は記録による最低額面金	の記載又は記録による最低額面金	の記載又は記録による最低額面金	の記載又は記録による最低額面金	の記載又は記録による最低額面金	の記載又は記録による最低額面金	の記載又は記録による最低額面金	の記載又は記録による最低額面金	の記載又は記録による最低額面金	の記載又は記録による最低額面金	の記載又は記録による最低額面金	の記載又は記録による最低額面金	の記載又は記録による最低額面金	の記載又は記録による最低額面金	の記載又は記録による最低額面金	の記載又は記録による最低額面金	の記載又は記録による最低額面金	の記載又は記録による最低額面金	の記載又は記録による最低額面金

十三 二  
の経過  
払過利  
込利率  
み子率

$$\frac{1 + \left( \frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \right)^{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}}{100} \times \text{残存年数}$$

(一) 別表のとおり  
は、募入決定の通知を受けた者  
は、払込金額の加え、次の算  
式により算出された金額を払  
込日に払い込むものとする。  
各発行対象国の債権の金額の  
総額×各発行対象国の債権の  
100×各発行対象国の債権の  
支規(払込利率)×支規(払込  
利率)に於ける支場合には、  
365

(二) 発行時における源泉徴収され

利子

償還金の期限  
償還金の額  
入札の基  
準とする  
各発行の  
対象債の  
利回り

るもの口座振替口座の中  
の記載又は振替口座の  
に計算した金額から該  
金額の二分の一を該  
乗じた金額（以下「該  
債発行時においた取得  
者による合算した金額  
にあつては、前記（一）  
に於ける居住者又は  
居住者でない者）の  
受けるべき所得税の  
金額を所轄の国税局  
に提出した金額が適  
用されるべき

第十号に規定する発行  
の期支払の期  
と、各象に支払の期  
算式によつて算出する  
うに、算出する金額を  
日支拂うべき期間に  
日支拂うべき期間に  
同日に支拂うべき期間  
に於ける各発行の  
各発行の額面金額を  
各発行の額面金額に

（別表のとおり）

額面金額のおりつき  
銘柄毎の基準利回りは  
六年二月十日付の本  
協会の発表された店頭  
参考統計表に掲載され  
値の単利回り（平成二  
十二年四月九日以前に  
二月十日合算に於ては

（利付） （第三十七回） （二十年） （国庫債券）	（利付） （第二十四回） （十年） （国庫債券）	（利付） （第二十四回） （十年） （国庫債券）	（利付） （第二十三回） （十年） （国庫債券）	（利付） （第二十五回） （十年） （国庫債券）	（利付） （第二十四回） （十年） （国庫債券）	（利付） （第二十三回） （十年） （国庫債券）	（利付） （第二十三回） （十年） （国庫債券）	名称及び記号
二・三%	一・八%	一・七%	一・七%	一・六%	二・二%	二・一%	二・一%	利率（年）
平成五年四月二十四日	平成十年四月二十四日	平成十年四月二十四日	平成十年四月二十三日	平成六年四月二十二日	平成十年四月二十一日	平成十年四月二十一日	平成九年四月二十一日	償還期限
十五億円	十五億円	三十一億円	三百三十一億円	六百二十七億円	百十六億円	六百二十億円	十四億円	（発行額） （額面金額）

（別表）

十八 元利金支 単利回りとする。  
 十九 払場所 日本銀行  
 入札参加 財務大臣から通知を受けた者  
 二十 払込期日 平成二十六年二月十四日

（（利 第四付 四年国 回年庫 ））債 券	（（利 第四付 三年国 回年庫 ））債 券	（（利 第四付 二年国 回年庫 ））債 券	（（利 第四付 一年国 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 三年国 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 三年国 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 三年国 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 三年国 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 三年国 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 三年国 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 二年国 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 一年国 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 一年国 回年庫 ））債 券
二 ・ 二 %	二 ・ 二 %	二 ・ 二 %	二 ・ 四 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %	二 ・ 四 %	一 ・ 四 %
日年平 三成 月六 二十 十三	日年平 三成 月六 二十二	日年平 三成 月六 二十一	三平 月成 二六 十十 日年	日年平 三成 月五 二十五	日年平 九成 月五 二十四	日年平 九成 月五 二十三	日年平 三成 月五 二十三	日年平 九成 月五 二十二	日年平 三成 月五 二十二	三平 月成 二五 十十 日年	日年平 三成 月四 二十六	十年平 日十 成二 四月 十二 四
億二 百六 十九	三 十六 億 円	六 十三 億 円	十 五 億 円	二 十 億 円	二 億 円	十 六 億 円	億二 百八 十二	七 十 億 円	円百 四十二 億	五 十二 億 円	円百 二十五 億	十 億 円

（（利 第四付 五十国 回年庫 ））債 券	二 ・ 〇 %	日年平 三成 月六 二十 十四	円百 二十 二 億
--------------------------------------	------------------	-----------------------------	--------------------